

七尾都市計画地区計画の決定（七尾市決定）

七尾都市計画石崎地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称		石崎地区 地区計画（サンタウン和倉地区 地区計画）	
位 置		七尾市石崎町甲（泉台）、乙、丙の各一部	
面 積		約5.4ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区計画は、計画的に市街地形成を誘導することにより、快適で潤いのあるまちづくりを実現することを目標に定めるものである。	
	土地利用の方針	快適で潤いのある住宅地を供給するため、本地区を2つの地区に区分する。	
		1. 住居地区 閑静で落ち着いたある住居地区とする。	2. 沿道地区 幹線道路の交通機能を活かした沿道地区として利便施設を設けた地区とする。
建築物等の整備方針	地区計画の目標および土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、魅力ある街区形成がなされるよう、建築物の用途制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、建築物等の形態または意匠の制限、かきまたはさくの構造の制限などを行う。		

2. 地区整備計画

地区 整備 計画	建築物	地区の 細区分	名称 面積	1. 住居地区 約4.3ha	2. 沿道地区 約1.1ha	
		建築物の用途の 制限	地区の区分に応じ、次に掲げる建築物は、建築してはならない。			
	等に 関 する 事 項	敷地面積の最低 限度	◆建築基準法別表第2(い) (ろ)項に掲げる建築物以 外の用途の建築物		◆サイロその他これらに類す る工作物で、飼料・肥料・ セメントその他これらに類 するものを貯蔵する施設 ◆畜舎 ◆バッティングセンター ◆屋外ゴルフ練習場	
			165㎡		270㎡	
	建築 物 等 の 壁 面 の 位 置 の 制 限	道路境界線および隣地境界線から壁面または、これらに 代わる柱の面までの距離の最低限度は1.0m				
		建築物等の高さ の最高限度	敷地地盤面からの高さ 1.5m以下とする。ただし 南側または東側が前面道路 である敷地については地盤 面からの高さは1.2m以下 とする。		敷地地盤面からの高さ 2.0m以下とする。ただし 敷地面積が1,000㎡以 上ある場合は3.1mとす る。	
	建築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	1. 建築物等の外観の色は、グレー系、茶系、ベージュ系の 落ち着いた色調とするとともに、形態または意匠について は周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないも のとする。 2. 屋外広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大 きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障の ないもので、軒高以上に設置しないものとする。 3. 敷地地盤面の盛土は、0.5m未満とする。ただし、植 栽のために行う部分的な盛土を行う場合は、1.0m以下 とする。				
		かきまたはさく の構造の制限	1. 敷地境界に面してかきまたはさくを設ける場合は、次に 該当するものとする。 ・生垣または植栽、透明性のあるフェンスとする。 ・コンクリートブロック、レンガ、石積等は高さが0.6 m以下とする。			

「区域は計画図表示のとおり」

[理由]

当地区は、石崎町地内の開発行為区域内において、快適で潤いのある住宅地としての街区形成を図るため、建築物等に関する基準を定め、地区計画を決定しようとするものである。